



地鶏「南部かしわ」を多くの皆さんに味わっていただきたい

平成27年に新規就農した滝沢利納武さん（滝沢・33）は、現在、自宅に近接する育苗ハウスに手を加えた養鶏施設一棟（約400㎡）で南部かしわの生産に取り組んでいる。

利納武さんは20haの水田を経営する稲作農家の長男として生まれ、高校卒業後、運送会社に入社。農業は繁忙期のみ手伝いをする程度だったが30歳を迎えるのを機に農業に専念することを決意し会社を辞め就農した。

利納武さんが本格的に就農したことで父・藤七さんが取り組み始めた養鶏部門は利納武さんが主になり、初めは600羽飼養し卵のみ出荷していたが、現在は、400羽にして肉用の生産も行っている。

苦労しているのは、毎日朝に1度与えている餌で、鶏の健康状態、成長に大きく関わるため材料の種類や加工の仕方に試行錯誤を重ね、秋田県産の大豆、青森県産の煮干し、宮古産の牡蠣殻を加工し自家製の飼料用米を混ぜて与えるようになってからは卵の質や成長が良くなったという。

「南部かしわは日本で貴重な地鶏です。肉に弾力があり甘さとうま味が濃厚で皆様から好評をいただき、精肉店だけではなく不定期ですがフレンチやイタリアンレストラン、焼き鳥店、ラーメン店などに取り扱っていただいております」と利納武さん。

今後について、「町内の南部かしわの生産者は3軒のみで安定出荷するには生産が間に合わない状況です。今後、生産者が増え、自ら飼養羽数を増すことで取り扱っていただけるお店を増やし、多くの皆様に味わってもらえたら」と利納武さんは目を輝かせている。

雫石町の担い手意見交換会

昨年12月18日、町中央公民館において、雫石町農業経営者協議会（荒塚秀則会長）が主催し、雫石町の担い手意見交換会が開催されました。

この意見交換会は町内の農業関係者が集まり、広く意見の交換を行おうと企画され、協議会員のほか、猿子雫石町長、農林課、新しいわて農業協同組合南部営農経済センターの職員、また、農業委員会からは岡森会長をはじめ農業委員5名、農地利用最適化推進委員4



名が出席しました。

出席者からは、「大規模農家に集積するだけではなく、家族経営の小規模農家を守らなければ地域の農業は守れない」、「若者のパワーはすごい。自分達と違う立場で意見を出してもらえれば解決策が見いだせると思う」、「JAの販売実績で前年値を超えているのは花。新たに始めた方が小さい圃場を利用してリンドウを栽培し実績を上げている。そういう若い力を見て年寄りも引つ張られる。生産現場は女性も多く活気もあり楽しい」など様々な意見が述べられました。

最後に町長から「多くご意見を頂いたが、特にも担い手問題については今後更に若手農業者からご意見を伺いながら解決を図っていきたい」との言葉があり会議を終了しました。

農業委員会としては、これらの意見を、雫石町農業委員会の活動計画に農家の声として反映させ、雫石町農業の振興に役立てていきたいと考えています。



令和2年度 農業委員会活動方針

雫石町農業委員会会長 岡 森 喜与一

日頃より皆様から農業委員会業務につきましてご理解とご協力を頂いておりますことに感謝とお礼を申し上げます。

農業を取り巻く環境は少子高齢化に伴う担い手不足の波に押され、農地を農地として守ることの厳しさを痛感しているところです。

こうした中、雫石町農業委員会も平成30年5月に改正農業委員会法に基づき農業委員に新たに農地利用最適化推進委員を加えた新しい農業委員会組織として活動を開始し、早くも折り返し地点を2カ月余り過ぎました。令和2年度もこれまで同様に、町内全農地を対象として農事実行組合長の協力を頂き農地利用状況調査（農地パトロール）を実施する予定としております。

- 農業委員会の最大目標である「農地利用最適化の推進」のため、
- ① 遊休農地の発生防止・解消
 - ② 農地の利用集積・集約化
 - ③ 高齢化や担い手不足に対応し

みんなで読もう

全国農業新聞

農家の経営とくらしに役立つ情報のほか、地域のお話を届けます。

- 発行日：毎週金曜日
- 購読料：1ヶ月700円
- 申込：農業委員会事務局へ

農業を取り巻く諸問題が多々ある中で、地域の農業者と手を取りあつて農業者が明るい夢をもって農業に取り組むことが出来るよう、農業委員会一丸となつて歩んでまいりますので、皆様からの叱咤激励、町当局を始め関係機関・各団体の更なるご指導ご支援を宜しくお願い申し上げます。

人・農地プラン

実質化の話し合いを進めています

現在、当町でも大きな問題となっている農家の減少、リタイ

ヤや規模縮小、後継者不足などの解決に向けて、7つの地域（雫石、鶯宿・南畑、西安庭、橋場・

御明神、上野、西根、長山）で作成している、人と農地の問題を解決するための「未来の設計図」となる「人・農地プラン」の実質化

のために、農業関係機関が一体となり、農家の皆様との話し合いをワークショップ形式で昨年11月か

ら行なっています。農業委員と農地利用最適化推進委員も地域の代表者として参加しています。

○第1回目（11、12月）
地域の実情を把握するために、白地図に担い手の耕作圃場や、遊



雫石地域の第1回懇談会の様子
(11/27 雫石町役場)



橋場・御明神、上野地域の第2回懇談会（2/3 御明神公民館）



西根、長山地域の第2回懇談会
(2/5 西山公民館)



鶯宿・南畑、西安庭の第2回懇談会
(2/6 御所公民館)

休農地を色ペンで囲う作業を行い、感想（意見）を出し合いました。

○第2回目（1、2月）

第1回目で作成した図面を更に担い手毎に色分けした図面を見て、集落ごとの特徴、課題や解決に向けた話し合いを行いました。

○今後も更に話し合いを進め、5、10年後の近い将来、地域の農地を誰が担っていくかなどを明確にして、みんなの共通の将来方針にします。

家族経営協定で 魅力的な農業経営を目指そう!!



家族経営協定は、家族で取り組む農業経営について、意欲とやりがいをもって経営に参画できるよう、経営方針や役割分担、家族みんなが働きやすい就業環境などについて、家族一人ひとりが対等な立場で話し合い、取決めるものです。

家族経営協定締結によるメリット

- ① 認定農業者の共同申請⇒配偶者、後継者による認定農業者の共同申請が認められます。
- ② 農業者年金の国庫助成⇒配偶者、後継者の保険料に対し、一定割合の国庫助成があります。
(経営主が青色申告者で認定農業者等であることが条件です。)
- ③ 農業次世代人材投資資金⇒経営開始型として夫婦ともに就農する場合、夫婦合わせて1.5人分が交付されます。

家族経営協定のご相談は、雫石町農業委員会事務局 TEL (019) 692-6595まで

雫石町農地賃借料情報

平成31年1月から令和元年12月までに締結（公告）された賃貸借における賃借料水準（10 a 当り）は以下のとおりです。
○農地の賃貸借契約の際、契約小作料の額を定めるにあたっての目安として設定していた標準小作料は、平成21年の農地法の改正に伴い廃止され、これに代わるものとして、過去1年間に実際に締結（公告）された賃借料を取りまとめた農地賃貸借水準を提供することとなりました。
○農地を貸し借りされる場合は、対象農地の条件等もありますので、当事者間の話し合いで適正な金額を決めて下さい。

令和2年1月22日 雫石町農業委員会

1. 田の部 (単位：円、筆)

地域名	平均額	最高額	最低額	データ数	備考
雫石	10,700	16,300	6,800	126	
御所	9,900	15,000	3,000	47	
西山	8,700	18,000	3,000	126	
御明神	10,100	19,500	4,000	105	
(参考) 雫石町平均	9,800			404	

2. 畑の部 (単位：円、筆)

地域名	平均額	最高額	最低額	データ数	備考
雫石	9,000	10,000	8,000	2	
御所	8,000	15,000	1,000	2	
西山	8,500	15,000	4,000	11	
御明神	5,000	5,000	5,000	1	※5 H 30
(参考) 雫石町平均	8,500			15	

- ※1 データ数は、集計に用いた筆数です（使用貸借は含んでおりません）。
※2 賃借料を物納支給（水稻）としている場合は、60kg当たり13,000円に換算しています。
※3 金額は、算出結果を四捨五入し100円単位としています。
※4 「(参考) 雫石町平均」の平均額は、各区分の平均値（四捨五入前）をデータ数により加重平均した値です。
※5 前年中に御明神地区において参考可能な畑の賃貸借契約がないため、直近の情報を載せています（雫石町平均には含んでおりません）。

農業委員会総会審議状況

(件)

	9月	10月	11月	12月	1月	2月
農地法第3条（農地の賃借・売買）	0	1	9	2	2	
農地法第4条（農地の自己転用）	0	0	0	0	0	
農地法第5条（売買・賃借による転用）	2	2	0	0	1	
農用地利用集積計画（農地の賃借・売買）	5	11	3	15	8	
農用地利用配分計画（農地中間管理機構と担い手の賃借）	0	10	0	0	0	
農地法適用外証明（農地ではないことの証明）	0	2	2	0	0	
農地利用状況調査に係る非農地判断	0	0	0	31	11	

情報公開

●会長交際費執行状況
会長交際費内訳（令和元年9月～令和2年2月）

月	葬祭費	会費、お祝い
11月	1件 5,000円	
12月		1件 5,000円
1月	1件 5,000円	
2月		1件 4,000円

【会長交際費とは】

会長が農業委員会を代表し外部との交渉、情報収集、町政協力者への謝意を表すために係る経費で、会費や香典などです。

農地を相続したときは「相続届出」が必要です！

- 農地を相続したときには、農業委員会への届け出が必要になります。
- 届出の用紙は、農業委員会事務局に備えてあります。
- 届出の際は、印鑑と相続した農地がわかる資料（登記簿謄本や登記事項証明書など）を持参してください。
- ▼問合せ先：雫石町農業委員会事務局
電話：69216414

編集後記

大正・昭和・平成と3つの年号を生き抜き戦争も乗り越えてきた祖父母はすごいなと思ったものでしたが、気付くと私も令和で3つ目です。戦争体験こそありませんが、これからの農業をどう守っていくか「ある意味本場の戦い」であり「自由化という名の争い」も乗り越えて次世代へとバトンを渡すため一歩ずつ日々精進していこうと思います。

（編集委員 一本木 孝久）

新しい年になり、暖冬や異常気象で各地に影響が出ているみたいです。日本のみならず、世界各地でも異常気象が多発しております。今後この異常気象が農業にどのような影響を及ぼすのでしょうか？本当に大自然の猛威には敵いません！影響が出ないよう祈るばかりです！
追伸 新型コロナウイルスが感染拡大しています。十分に注意しましょう！

（編集委員 上野 哲）